

高山市規則第 5 号

高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 7 日

高山市長 田 中 明

高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１６年高山市規則第８９号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（組織） 第８条 （略） ２ （略） ３ 副委員長は、<u>医療保健部医療技監</u>の職にある者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 ４ 委員の構成及び定数は次のとおりとし、市長が委嘱又は任命する。 （１）～（４） （略） （５） <u>高山市医療保健部の職員</u> １人	（組織） 第８条 （略） ２ （略） ３ 副委員長は、<u>医療保健部長</u>の職にある者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 ４ 委員の構成及び定数は次のとおりとし、市長が委嘱又は任命する。 （１）～（４） （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。